

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: [taxes@hosomi-office.com](mailto:taxes@hosomi-office.com)

## 源泉所得税

### ★ 平成30年度年末調整

Q. 平成30年度の年末調整で合計所得金額が配偶者控除等の見積額に記載した金額と差が出たときはどのようになるのですか？

A. 平成29年度の税制改正で、配偶者控除及び配偶者特別控除が見直され、平成30年度からは、給与所得者と配偶者の合計所得金額によってその控除額が決まることとなっています。

そこで、今年度からは、給与所得者が配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、今年最後の給与支給日の前日までに給与所得者及び配偶者の合計所得金額の見積額を記載した「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出して、その見積額によって年末調整をすることになります。

ところで、お尋ねのように、年末調整をした後に給与所得者の配偶者控除等申告書に記載した合計所得の見積額と給与所得者又は配偶者の合計所得に差額が生じた場合ですが、この場合には、従来の配偶者特別控除の適用を受けた配偶者の所得が変動した場合と同様、翌年1月末までの「給与所得者の源泉徴収票」を交付するときまでに年末調整の再調整を行うことができることとなっていますので、この手続きで税額の調整をすることになります。

配偶者控除の適用が、給与所得者本人の合計所得金額の見積額が1000万円以下（給与所得のみの場合、与の収入金額が1220万円以下）で配偶者の合計所得金額の見積額が123万円以下（給与所得のみの場合、給与収入が201万5,999円以下）の要件になっていて、配偶者控除と配偶者特別控除の双方を「給与所得者の配偶者控除等申告書」で申告するようになったからで、記載事項が複雑になっています。

(概要) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2672.htm>  
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/haigusya/index.htm>

(用紙)

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/h30\\_71.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/h30_71.pdf)

(記載内容PDF)

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2018/pdf/18-23.pdf>

(記載例)

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648\\_71\\_kisairei\\_haigusha.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_71_kisairei_haigusha.htm)

## 資 産 税

### ★ 離婚に伴い受取る養育費

Q. 夫と離婚することとなりました。子供の養育費を受け取ることになりますが、この養育費は、どのような取扱いになりますか？

A. 贈与税では、財産を贈与した場合、贈与を受けた者に対して贈与税が課されますが、扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにする贈与で通常必要と認められる範囲内のものは非課税とされています。

この場合、どこまでが扶養義務履行の範囲となるか難しいところですが、その者が通常の日常生活を営むのに必要な費用で、諸事情を勘案しても社会通念上適当と認められる範囲内のものを、必要な都度直接、これらの費用に充てるために支給されたものであれば課税されないとされています。

一方、養育費の支払は通常長期間にわたり毎月確実に履行されることが難しいことから、一括して支払を受けることも多くあります。このような場合は、上記の要件を満たしませんので、原則として、贈与税が課税されることとなりますが、一括して受け取った養育費について金銭信託契約を締結し、毎月一定額の均等割給付を受けるなど、一定の要件を満たす場合は贈与税が課税されないとされています。

### ★ 貸付事業用宅地等とは

Q. 小規模宅地等の特例における貸付事業用宅地等の取扱いが変わったとか。適用対象になる宅地等とは、どんな宅地ですか？

A. 相続開始の日まで3年を超えて引き続き準事業以外の貸付事業を行っていた宅地等に適用されます。

小規模宅地等の特例では、貸付事業用宅地等について、その200㎡までの部分につき50%の評価減が認められていることから、相続直前に貸付用不動産を購入して相続税の節税をするという対策が広く行われていました。

そこで、これを規制するため相続開始前3年以内に新たに貸付事業の用に供されたものを適用から除外し、相続開始の日まで3年を超えて引き続き準事業以外の貸付事業を行っていたものについて特定貸付事業として適用できることとされました。

平成30年4月1日以後に新たに貸付事業の用に供された宅地等が規制の対象になります。

特定貸付事業に該当するかどうかは、社会通念上事業と称するに至る程度の規模で貸付が行われているかどうかで判定されますが、不動産貸付については不動産所得を生ずべき事業かどうか(5棟10室基準)で判定され、駐車場や駐輪場については自己の責任において他人の物を保管するもので、事業所得を生ずべきものかどうかで判定することされています。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4124.htm>

(事業的規模でない不動産貸付の場合)

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4124\\_ga.htm#q1](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4124_ga.htm#q1)

## ★ 親子間での金銭貸借

Q. 親子でお金の貸し借りをした場合でも注意しないと、贈与税がかかることがあるとか。どのようになっているのですか？

A. 事実上、金銭の貸借であることが明らかである場合には、借入金そのものについて贈与税が課税されることはありません。

親子や夫婦、祖父母と孫などの親族間の金銭貸借には、貸借の形式はとっているものの、その貸借の期間や利率が定められておらず、いわゆる「出世払い」や「ある時払いの催促なし」というように、実質的に贈与と認められる場合も見受けられます。

このような金銭貸借には贈与税が課税されますが、例えば、借り受けた者の返済能力、返済状況などからみて、事実上金銭の貸借であることが明らかであるような金銭貸借については、贈与税が課税されることはありません。

親族間での金銭貸借が贈与として取り扱われないためには、次のような点に注意しておくといよいでしょう。

- ① 返済期間や返済期日などを明確にしておくこと。
  - ② 利息や返済方法などをきちんと決めておくこと。
  - ③ 銀行口座振込みなどにより、返済事実を第三者に確認できるようにしておくこと。
- 現金でのやり取りは第三者に対して立証するものが弱いので避けるべきです。

## そ の 他

## ★ マイナンバー提供の猶予期間

Q. マイナンバー提供の猶予期間が終了すると聞きましたが、どういうことですか？

A. 猶予期間が平成30年で終了となりますので、平成31年1月1日以後、最初に株式・投資信託等の売却代金や配当等を受け取る時までに、金融機関等へマイナンバーを提供しなければなりません。

特定口座年間取引報告書や配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書、株式等の譲渡の対価等の支払調書等のような法定調書は、マイナンバー提供の猶予規定が設けられていますが、この猶予期間が平成30年で終了することとなっています。

したがって、平成27年12月31日以前に証券口座等を開設した人や投資信託等の取引を開始した人で、金融機関等へのマイナンバーの提供が済んでいない人は、平成31年1月1日以後、次のような場合、金融機関等へマイナンバーを提供しなければなりませんので、注意が必要です。

- ① 株式・投資信託等の売却代金や配当金等の支払いを受ける場合
- ② 特定口座やNISA口座を開設している場合
- ③ 外国への送金・外国からの受金を行う場合

なお、猶予期間にかかわらず、次の場合は既にマイナンバーの提供が必要となっています。

- ① 証券口座や財形預金口座を新規で開設する場合
- ② 住所や氏名を変更する場合

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/minaoshi/index.htm>